

# 加賀農業協同組合 特定業務共同企業体取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、加賀農業協同組合（以下、「JA加賀」という。）が発注する業務（設計業務に限る。以下同じ。）の共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(性格)

第2条 特定業務共同企業体（以下、「特定企業体」という。）は、企画立案力、創造力、技術力等を結集することにより業務の効率的かつ安定的な施行を確保するため、JA加賀が共同施行を必要と認める業務ごとに結成する共同企業体とする。

(構成)

第3条 特定企業体は自立結成するものとし、業者数及びその資格要件はそれぞれの業務の発注の都度定める。

(出資比率)

第4条 構成員の出資比率は、構成員数に関わらず最小限度基準を20パーセントとする。

(代表者の決定)

第5条 代表者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- 1 出資比率が、構成員中最も大きな者であること。
- 2 構成員のうち業務施行の構成員中、発注予定業務に係る過去3カ年の平均売上が最も大きな者であること。

(資格審査申請書等)

第6条 組合長は、業務を特定企業体に発注しようとするときは、あらかじめ資格要件を定め、JA加賀ホームページ又は掲示その他の方法により広告しなければならない。

- ② 資格審査の申請をしようとする者は、前項の広告をした日から起算して12日以内に関係書類を添えて、特定業務共同企業体入札参加資格申請書（以下、「申請書」という。）を組合長に提出しなければならない。
- ③ 組合長が特に認めたときは、第1項の規定にかかわらず広告を省略することができるものとする。この場合において、申請書の提出期限については、その都度定めるものとする。

(入札参加資格審査)

第7条 組合長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行うものとする。

- ② 前項の審査により適格と判断された特定企業体は、JA加賀の競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登載されたものとみなす。

(資格の有効期間)

第8条 特定企業体は、請け負った業務の完了後6ヵ月を経過するまで資格を有するものとする。ただし、業務を請け負うことができなかつたときは、当該業務の契約が締結された日をもって有効期間を終了するものとする。

- ② 特定企業体は、前項に定める資格の有効期間内は当該資格を取り下げることができない。ただし、組合長が特に認めたときは、この限りでない。

(行為の相手方)

第9条 特定企業体に対する行為は、すべて当該特定企業体の代表者を相手方とする。

(その他)

第10条 この基準の改廃は組合長が行う。この基準に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

## 附 則

この基準は、平成29年11月1日より施行する。